

◎法令上の責務一覧

納骨堂の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければなりません。

以下の点に留意して、納骨堂の施設及び収蔵焼骨を適正に管理してください。

・・・焼骨の収蔵について・・・

◇応諾義務（法13条）
焼骨の収蔵の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではなりません。
◇許可証のない収蔵の禁止（法14条）
火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはなりません。
◇許可証の保存（法16条）
火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、5箇年間これを保存しなければなりません。
◇収蔵証明書の交付（施行規則5条）
他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があったときは、その焼骨の収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければなりません。

・・・図面などの備付けについて・・・

◇図面の備付け（法15条、施行規則6条）
納骨堂の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければなりません。
◇帳簿の備付け（法15条、施行規則7条）
必要事項（※下記）を記載した帳簿を備えなければなりません。
◇書類の備付け（法15条、施行規則7条）
納骨堂の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければなりません。
◇図面・帳簿・書類の閲覧の義務（法15条）
焼骨収蔵委託者その他死者に関係ある者の請求があったときは、備付けの図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではなりません。

※帳簿に記載すべき事項

- ・ 焼骨収蔵委託者の住所及び氏名
- ・ 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
- ・ 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
- ・ 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- ・ 収蔵の年月日
- ・ 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び焼骨収蔵委託者との関係並びに改葬の場所及び年月日